



# 日中一時支援の利用について



サービス名	目的	対象	利用日
日中一時支援 (地域生活支援事業)	保護者の休息(レスパイト)や 一時的な預かり <b>「見守り・休息」の場</b>	年齢制限なし	平日の日中又は学校休業日

## ○日中一時支援利用開始までのステップ

**【ステップ①】**  
施設を探して  
見学

- ・日中一時支援を提供している施設へ直接連絡して見学の予約を取り、後日見学へ行きます(曜日や時間の空き状況、送迎の有無も確認できるとよいです)。



**【ステップ②】**  
市役所窓口で  
申請

- ・利用したい施設が決まったら、お住いの地域の役所(障がい福祉課など)の窓口に行きます。
- ・「A施設の日中一時支援を利用したいです。」と伝えます。



**【ステップ③】**  
聞き取り調査、  
支給決定

- ・聞き取り調査(児童生徒の今の様子や月に何回利用したいか)があります。
- ・審査を経て、決定された利用日数(支給量)が記載された地域生活支援事業受給者証または支給決定通知書が届きます(自治体によって異なります)。
- ・申請から発行までは約1～2週間程度かかります。



**【ステップ④】**  
施設と契約

- ・利用したい施設へ地域生活支援事業受給者証または支給決定通知書を持参し、正式に契約をしてから利用開始です。



## ○よくあるご質問

Q: 放課後等デイサービスと日中一時支援の併用はできますか?

A: できます。放デイの前後に日中一時支援を利用することは可能ですが、放デイと日中一時支援の両方が支給決定されていることが前提となります。

(例) 同じ施設で放デイと日中一時支援のサービスを受ける場合

平日 15:30～17:30(放デイ)、17:30～18:30(日中一時支援)

学校休業日 8:30～10:00(日中一時支援)、10:00～16:00(放デイ)、16:00～18:00(日中一時支援)